

球磨村デジタル防災行政無線（同報系）

施設調査・設計業務委託

仕 様 書

平成 30 年度

熊 本 県 球 磨 村

1 適用

この仕様書は、球磨村長が発注する次の業務に適用する。

2 業務の名称等

- (1) 業務番号：防災業務委託第2号
- (2) 業務名称：球磨村デジタル防災行政無線（同報系）施設調査・設計業務委託
- (3) 業務場所：球磨村全域

3 適用法令・基準・参考資料等

- (1) 球磨村諸規則
- (2) 災害対策基本法及び同法関係規則
- (3) 球磨村地域防災計画
- (4) 電波法及び同法関係法令並びに防災行政無線局免許方針
- (5) 市町村デジタル同報通信システム標準規格
(ARIB STD-T86 3.0版及びARIB STD-T115 2.0)
- (6) 総務省消防庁 全国瞬時警報システム業務規程
- (7) 消防法及び同法関係
- (8) 有線電気通信法及び同法関係法令
- (9) 電気通信事業法及び同法関係法令
- (10) 環境基本法及び同法関係法令
- (11) 建築基準法令及び同法関係法令
- (12) 電気設備技術の基準に関する省令
- (13) 道路法及び道路交通法
- (14) 日本工業規格(JIS)及び日本電気規格調査会標準規格(JEC)
- (15) 日本技術基準規格(JES)及び電子機械工業会規格(EIAJ)
- (16) 日本電気工業会標準規格(JEM)
- (17) 電気通信設備工事共通仕様書
- (18) 電気通信設備設計指針
- (19) 電気通信施設設計業務共通仕様書
- (20) 国土交通省又は農林水産省土木工事標準積算基準書（電気通信編）
- (21) その他関係基準及び規格

4 業務委託期間

契約の日から平成31年2月28日迄とする。

ただし、平成31年度当初予算編成に必要となる資料については、平成30年11月末までに提出するものとする。

5 委託業務の目的

現在、村のアナログ防災行政無線（同報系）は、平時及び緊急時等における住民への情報伝達施設として活用し、その役割を果たしています。

しかし、施設整備後、約11年が経過しており、設備の老朽化を起因とした障害発生が高まる傾向にあると共に、故障部品の取り換えが経年により困難であるなど、施設の安定運用と情報伝達効果の低下が危惧されています。

また、近年の災害等に関する住民や社会の意識は、熊本地震をはじめ東日本大震災など予期せぬ大災害の多発等により高まり続けていると共に、情報通信技術の進展により、生活や産業の場においてパソコンをはじめスマートフォン、タブレット等のモバイル端末が著しい速度で普及し、様々な情報をいつ、どこからでも入手可能な環境に変化しています。

一方、国・県においては、災害応急活動等の情報の共有化等が推進されて、新たなシステム整備が計画されるなか、村はそれと整合し災害応急活動の効率化等を図り、より一層効果的な情報配信と応急活動に資する必要があります。

このような状況を踏まえ、村は本業務において既設アナログ防災行政無線（同報系）からデジタル防災行政無線（同報系）への更新計画の策定を図り、現行機能や効果の維持に努めると共に、情報伝達の在り方や災害応急活動の効率化等の抜本的な見直しを行い、時代に適応した形態での情報発信の実現化を図ることを本業務の目的とします。

6 委託業務の内容

(1) 基本計画業務

次期構築するデジタル防災行政無線（同報系）の整備に必要な基本計画の策定業務。

- ① 各設備の配置計画等の策定
- ② 各種現況調査、電波伝搬調査、音達調査
- ③ 九州総合通信局との調整
- ④ 基本計画書の作成

(2) 実施設計業務

基本設計に基づく実施設計業務。

- ① 実施設計に必要な各種調査
- ② 機器及び工事に関する仕様書の作成
- ③ 設計及び積算
- ④ 各種図面の作成
- ⑤ 実施設計書の作成

(3) その他の業務

本業務において必要となる申請事務手続き等の支援及びその他必要と思われる業務。

7 提出書類

受託者は、本業務の着手及び完了にあたり、次の書類を発注者に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 業務着手時
 - ① 業務着手届
 - ② 業務工程表
 - ③ 管理技術者届
- (2) 随時
 - ① 打合せ協議簿
 - ② 議事録等
- (3) 業務完了時
 - ① 業務完了届
 - ② 成果物引渡申請書（検査申請書）
 - ③ 業務委託料請求書

8 成果品

- (1) 基本計画書 2部
- (2) 電波伝搬・音達調査報告書 2部
- (3) 実施設計書 2部
- (4) 発注仕様書 必要部数（別途指示）
- (5) (1)～(4)の電子データ 1枚（CD-ROM等）
- (6) その他、発注者が別に指示するもの

9 成果品の検査

所定の成果品については、完成後に球磨村長の検査を受けることとし、検査合格の承認を得て、成果品の引渡しを行うものとする。

10 支払方法

全ての業務完了後に一括払いとする。
なお、前金払いは行わない。

11 その他の留意事項

- (1) 村が保有する資料等で、本業務を遂行する上で必要となるものについては、協議の上で提供する。
- (2) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書に関して疑義が生じたときは、発注者

と受託者が協議の上、これを定めるものとする。

- (3) 受託者は、調査・設計を遂行する際、必要な公共施設、敷地並びに私有地の立ち入りについて、事前に当該管理者の承諾を受けて行うものとする。

また、当該業務の実施にあたり、既設構造物等に損害を与えた場合は、すべてにおいて受託者の負担により修復するものとする。